

事業所の皆様

30年度からケアマネ受験資格が変更になります！

現行要件で受験できるのは29年度試験まで、30年度からの介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格は次の（Ⅰ）と（Ⅱ）の方です。

（Ⅰ）国家資格を取得後、登録してからの業務が5年かつ900日以上ある者

※対象となる国家資格は

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

※要介護者に対する直接的な業務を行っていることが条件です



（Ⅱ）次の施設等において**法により必置**とされる相談援助業務に従事した期間が5年かつ900日以上ある者

- （1）特定施設入居者生活介護施設 **生活相談員**
- （2）地域密着型特定施設入居者生活介護施設 **生活相談員**
- （3）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設 **生活相談員**
- （4）介護老人福祉施設 **生活相談員**
- （5）介護老人保健施設 **支援相談員**
- （6）介護予防特定施設入居者生活介護施設 **生活相談員**
- （7）障害者総合支援法に基づく計画相談支援に規定する **相談支援専門員**
- （8）児童福祉法に基づく障害児相談支援事業に規定する **相談支援専門員**
- （9）生活困窮者自立相談支援事業の**主任相談支援員**

※法律等の詳細につきましては、裏面でご確認ください。



注) 次の資格及び実務経験で受験できるのは平成29年度試験までです

社会福祉主事任用、ホームヘルパー1級・2級、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、実務者研修ほか、介護業務10年1800日



次に掲げる施設等において**必置**とされる**相談援助業務に従事する者**

(1)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
(2)	介護保険法第8条第20項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
(3)	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員
(4)	介護保険法第8条第26項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項に規定する 生活相談員
(5)	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項に規定する 支援相談員
(6)	介護保険法第8条の2第11項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
(7)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
(8)	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
(9)	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、別に定める者（ 主任相談支援員 ）